

黒松内町商店街にぎわいづくり条例

平成19年9月19日公布条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、黒松内町(以下「本町」という。)の商店街のにぎわいづくりの実現にむけ、魅力ある店づくり及び商品づくりを支援し、もって活力と特色にあふれる地域づくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業 日本標準産業分類第12回改訂(平成19年総務省告示第618号。以下「産業分類」という。)の一般原則第1項に定義する産業をいう。
- (2) 事業所 産業分類の一般原則第2項に定義する事業所をいう。
- (3) 黒松内町民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠がその住民基本台帳に記録された住所にある者をいう。
- (4) 三種の神器 あいさつの装置(植物、花鉢など)、迎客の装置(のれん、ベンチ、テーブル、いす、パラソル、照明、行灯など)、集客の装置(看板、手書きメニュー、商品サンプル、商品など)をいう。
- (5) 店のしつらい 店舗の入口の構え(入口側の外装及び中間領域の舗装を含む)、店内の内装、商品棚、飾り付け等をいう。
- (6) 新規開業 本条例の補助対象となる産業を行うため、新たに開業、業態変更又は新規分野に進出することをいう。
- (7) 優良食品 町内で栽培、漁獲、捕獲、採取した産物のうち個性的なもの及びそれらを主原料として開発した食品並びにコンセプトが環境配慮、歴史的・地理的背景など本町のまちづくりに合致して本町の魅力を高めることができるのと特に町長が認める食品をいう。

(補助対象者)

第3条 この条例における補助対象者は、事業所の本拠が本町内にあり、かつ、個人の場合はその本人が、法人、団体等の場合はその代表者が黒松内町民である者で、第4条第2項に掲げる補助対象産業を行う個人、法人、団体等で町長が適当と認める者。ただし、本町が出資している法人を除く。

- 2 前項の規定により補助対象者になろうとする者は、予め事業計画を町長に提出し、承認を得なければならない。
- 3 町長は、前項の規定による計画の提出があったときは、遅滞なくその内容を審査し、その結果について当該計画提出者に通知する。
- 4 前項の規定による通知には、条件を付することができる。

(補助対象事業)

第 4 条 この条例における補助金の交付の対象となる事業の内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 三種の神器整備事業 店舗と道路の間の中間領域に、お客を引き付ける三種の神器を整備することをいう。
- (2) 店のしつらい魅力向上事業 店舗のしつらいを、ブナ北限の里らしい魅力あふれるものに新装又は改装することをいう。
- (3) 新規開業事業 次項に規定する補助対象産業を行うため新規開業することをいう(フランチャイズ方式の場合を除く)。ただし、この場合においての店舗は、前 2 号の要件及び別に定める基準を満たしたものでなければならない。
- (4) 優良食品販売促進事業 優良食品の販売を促進するため、製品名を含む容器包装資材を優れた意匠で製作することをいう。

2 前項各号に掲げる補助対象事業の補助対象産業、補助対象経費、補助率及び補助額は、毎年度予算の範囲内において、次表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象産業	補助対象経費	補助率及び補助額
三種の神器整備事業	小売業、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を除く。)、持ち帰り・配達飲食サービス業、宿泊業、洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、衣類裁縫修理業、写真現像・焼付業、カラオケボックス業、自動車整備業、機械等修理業	左記の事業を行う経費(需用費のうち消耗品費、備品購入費)	2分の1以内とし、10万円を限度とする。同時に店のしつらいの外装及び舗装を整備する場合には、当該部分について2分の1以内、10万円を限度に加算する。
店のしつらい魅力向上事業	小売業、飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業を除く。)、持ち帰り・配達飲食サービス業、宿泊業、洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、衣類裁縫修理業、写真現像・焼付業、カラオケボックス業、自動車整備業、機械等修理業	左記の事業を行う経費(需用費のうち消耗品費及び修繕料、委託料、工事請負費、備品購入費(照明以外の電化製品を除く。))	3分の1以内とし、100万円を限度とする。

新規開業事業	小売業、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を除く。）持ち帰り・配達飲食サービス業、宿泊業、洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、衣類裁縫修理業、写真現像・焼付業、カラオケボックス業、自動車整備業、機械等修理業	左記の事業を行う経費（需用費のうち消耗品費及び修繕料、委託料、使用料及び賃借料（店舗部分の建物及び店舗に附属する備品に限る）工事請負費、備品購入費（居住に要する部分、倉庫部分等の店舗以外の部分を除く。））	事業着手の属する年以後3年の間を限度に支払済の経費（借入金によるものを除き、借入金の元利返済を含む。）の2分の1以内とし、初年度300万円、以降100万円を限度とする。
優良食品販売促進事業	農業、漁業、食料品製造業、清涼飲料製造業、小売業	左記の事業を行う経費（需用費のうち印刷製本費、委託料（既製品の購入費は除く。容器包装資材の使用見込量の3年分を限度とする。））	3分の1以内とし、50万円を限度とする。

3 補助額に1,000円未満の額が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請及び決定）

第5条 補助金の交付申請及び決定は、黒松内町補助金交付規則（昭和50年規則第2号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるところによる。

（産業又は事業所の承継）

第6条 前条の規定により補助金の交付を行うまでの間に、相続、合併、譲渡等により当該産業又は事業所の承継があったときは、当該承継人に対し、同条の補助金の交付を行うことができる。ただし、この場合において、産業の承継のみが行われ、事業所の所有者に対して被承継人が、借地借家法（平成3年法律第90号）第33条の規定による造作買取請求権を行使したときは、補助対象となっている造作分の当該造作買取額を補助対象経費から控除するものとする。

（禁止事項等）

第7条 この条例の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助金を受ける権利を他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金交付決定の取消し）

第8条 補助金交付規則第17条に定めるもののほか、この条例の規定による補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、規則の定めるところにより補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）補助対象産業を廃止又は正当な理由なしに1か月以上休止したとき及び

補助対象となった事業所の所有権、貸借権等の産業を行うに必要な権利を喪失し、又は事業所を補助対象となった産業以外の用に供したとき。

- (2) 正当な理由なしに、公租公課を滞納したとき。
- (3) その他、この条例に違反する行為があったとき。

(申請制限)

第9条 既にこの条例による補助金の交付を受けた者は、同種の事業について補助金の交付申請をすることができない。

2 黒松内町企業誘致等促進条例(平成2年条例第20号)第7条の規定による奨励措置を受けた者は、この条例による補助金の交付申請をすることができない。

3 第4条第2項に規定する新規開業事業を補助対象事業として交付申請する者のうち、事業所を自己所有する者は、黒松内町ささやか暮らしの支援条例(平成17年条例第7号)第5条第1号及び第2号に掲げる奨励金の交付申請をすることができない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り(以下「効力期限」という。)その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の効力期限以前に交付の決定又は交付を受けた補助金等に係る第7条及び第8条の規定は、この条例の効力期限後においてもなおその効力を有する。ただし、第8条の規定による返還命令は、補助金の交付の日の翌日から5年を超えてできない。

附 則(平成20年3月18日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。